



# 島根県報

令和2年11月10日（火）

第 157 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等  
に関する規則の一部を改正する規則 (障がい福祉課) 2

### 【告 示】

介護保険法の規定による介護医療院の開設の許可 (高齢者福祉課) 7  
令和2年度定期種畜検査に合格した種畜 (農畜産課) 7  
森林法第189条の規定による告示及び掲示 (森林整備課) 7

### 【特定調達公告】

島根県漁業取締船「せいふう」法定検査及び修繕整備工事に係る随意契約の相手  
方等 (水産課) 7

## 公布された条例等のあらまし

◇児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則  
(規則第90号)

## 1 規則の概要

規定及び様式の整備 (第3条・様式第1号—様式第4号関係)

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規 則**

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月10日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第90号

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則 (平成24年島根県規則第4号) の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

(指定の変更の申請)

**第3条** 法第21条の5の20第1項及び第24条の13第1項の規定による申請は、様式第1号の2によるものとする。

様式第1号中 「障害児通所支援 指定申請書」 を 「指定障害児通所支援事業者 指定申請書」 に、「障害児 (通 障害児入所支援 指定障害児入所施設」

所・入所) 支援に係る」を「指定障害児通所支援事業者 (指定障害児入所施設) の」に、

「備考」

を

「添付書類

- 1 別紙 (他の法律の規定による指定を既に受けている事業所等 (この申請により指定を受けようとする事業所・施設と所在地が同一のものに限る。) がある場合に限る。)
- 2 児童福祉法施行規則に規定する書類その他別に定める書類

備考」

に改め、同様式に別紙として次のように加える。



様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2 (第3条関係)

|      |  |
|------|--|
| 受付番号 |  |
|------|--|

指定障害児通所支援事業者  
指定変更申請書  
指定障害児入所施設

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
申請者 氏 名 ㊟

(法人にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)

児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）の指定の変更を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

|   |  |                    |       |       |
|---|--|--------------------|-------|-------|
| 事業者<br>(設置者)                            | フリガナ                                   |                    |       |       |
|   | 名 称                                    |                    |       |       |
|   | 主たる事務所の所在地                             | (郵便番号 - )<br>県 郡・市 |       |       |
|   | 法人である場合その種別                            |                    | 法人所轄庁 |       |
|   | 連絡先                                    | 電話番号               |       | FAX番号 |
|   | 代表者の職及び氏名                              | 職 名                |       | フリガナ  |
|   |  |                    |       | 氏 名   |
| 代表者の住所                                  | (郵便番号 - )<br>県 郡・市                     |                    |       |       |
| する<br>指定の<br>事業所<br>(施設)<br>変更を<br>受けよう | フリガナ                                   |                    |       |       |
|   | 名 称                                    |                    |       |       |
|   | 事業所又は施設の所在地                            | (郵便番号 - )<br>県 郡・市 |       |       |
|   | 事業等の種別                                 |                    |       |       |
|   | 事業所番号                                  |                    |       |       |
| 利用定員                                    |  |                    |       |       |
| 利用者の推定数（指定障害児入所施設に限る。）                  |  |                    |       |       |
| 変更する事項                                  |  | 変更の内容              |       |       |
| 1                                       | 指定障害児通所支援（児童発達支援及び放課後等デイサービスに限る。）の量の増加 | (変更前)              | (変更後) |       |
| 2                                       | 指定障害児入所施設の入所定員の増加                      |                    |       |       |
| 変更予定年月日                                 |  | 年 月 日              |       |       |
| 特記事項                                    |  |                    |       |       |

添付書類

- 1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- 2 指定障害児通所支援事業者にあっては、各室の用途を明示した事業所の平面図及び設備の概要を記載した書面
- 3 指定障害児入所施設にあっては、建物の構造概要及び各室の用途を明示した平面図並びに設備の概要を記載し

た書面

備考

- 1 「受付番号」欄は、記載しないでください。
- 2 「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、株式会社等の別を記載してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「変更する事項」欄は、該当する番号に○を付してください。

様式第2号及び様式第3号中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。

様式第4号中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 島根県告示第654号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設の許可をしたので、同法第114条の7第1号の規定により告示する。

令和2年11月10日

島根県知事 丸 山 達 也

| 開設者の名称又は氏名 | サービスの種類 | 施設の名称      | 施設の所在地           | 許可年月日     |
|------------|---------|------------|------------------|-----------|
| 奥出雲町       | 介護医療院   | 奥出雲病院介護医療院 | 仁多郡奥出雲町三成1622番地1 | 令和2年11月1日 |

### 島根県告示第655号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定による令和2年度定期種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和2年11月10日

島根県知事 丸 山 達 也

| 種畜証明書番号     | 名前（登録・登記番号）   | 品種        | 検査成績 |
|-------------|---------------|-----------|------|
| 11343130843 | 茂勝華（全和黒原5781） | 牛<br>黒毛和種 | 特級   |

### 島根県告示第656号

令和2年島根県告示第557号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を海士町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年11月10日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

| 保安林の所在場所        | 不明である通知の相手方 |
|-----------------|-------------|
| 隠岐郡海士町豊田296、298 | 松野 繁雄       |

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島

根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

令和2年11月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県漁業取締船「せいふう」法定検査及び修繕整備工事 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県農林水産部水産課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年10月9日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

サンセイ株式会社 下関工場 工場長 西田 裕則 山口県下関市彦島本村町三丁目5番1号

5 随意契約に係る契約金額

167,200,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。